

# 第5章 実施すべき特定事業・その他の事業

## 1 移動円滑化に関する整備方針

### (1) 重点整備地区における移動円滑化に関する整備方針

取手市における移動円滑化に関する基本方針の実現化を図るため、暫定重点整備地区の実態調査結果、移動円滑化に関する市民意見（バリアフリー高齢者等アンケート調査、バリアフリー現地点検調査）、関係事業者等の特定事業に関する計画内容等を踏まえ、重点整備地区における移動円滑化に関する整備方針を以下の通りとする。

#### ■移動円滑化に関する整備方針フロー

